



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例 (3) (県民室) 5
	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例 (4) (教育委員会文化財課) 14
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (5) (財政課) 17
	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (6) (人事・評価室) 21
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (7) (〃) 28

==== 公布された条例のあらまし ====

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、県の個人情報の取扱いに関し暴力団等の排除を目的とする場合の例外を設けるとともに、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県個人情報保護条例について、県の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的とするときは、個人情報をも本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとするための所要の改正を行う。
- (2) 次に掲げる条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。

ア 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例

イ 鳥取県都市公園条例

ウ 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例

エ 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例

オ 鳥取県港湾管理条例

カ 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例

キ 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

ク 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

ケ 鳥取県営企業の設置等に関する条例

- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を県内外に発信し、遺跡の適切な保存活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、鳥取県立むきばんだ史跡公園を設置する。

2 条例の概要

(1) 設置

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(2) 施設等

ア 史跡公園に次の施設を置く。

(ア) ガイダンス施設

(イ) 埋蔵文化財研究棟その他の埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設

(ウ) 屋外展示施設

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を推進するために必要な施設

イ 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(3) 利用時間

午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後7時まで）と

する。

(4) 利用休止日

ア 毎月第4月曜日(その日が休日である場合は、その直後の休日でない日)

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(5) 利用の許可

史跡公園の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(6) 使用料

ア (5)の許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、次のとおり使用料を徴収する。

(ア) 体験学習室1 使用1時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、500円)

(イ) 体験学習室2 使用1時間につき260円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、325円)

(ウ) 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

イ 使用料の減免、還付に関し必要な事項を定める。

(7) 監督処分

利用者に対する行為の制限、措置命令等に関し必要な事項を定める。

(8) その他

権限の委任その他の所要の事項を定める。

(9) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 基金のさらなる活用を図るため、対象事業を拡大し、又は充実させること等に伴い、所要の改正を行う。

(2) 平成21年度末までに設置目的に係る事業を完了することから、鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県ジゲおこし推進基金の名称及び設置目的を次のとおり改める。

区 分	現 行	改正後
名 称	鳥取県ジゲおこし推進基金	鳥取力創造運動推進基金
設置目的	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。

(2) 鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。

(3) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的として、住宅の確保等により離職者等を支援して、これらの者の生活の安定を図ることを加え、処分事由として、離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるときを加える。

(4) 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金は、廃止する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。

イ 子の出生の日から8週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

(4) 施行期日は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日とする(2)及び(3)を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公益的法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする。

(2) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

条 例

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防すること(以下「暴力団排除等」という。)を目的として収集するとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第8号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>

<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合(犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2~4 略</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合(犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2~4 略</p>
---	---

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

<p>2 <u>知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>（措置命令）</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>利用許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>（措置命令）</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）</u>を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>
--	--

（鳥取県都市公園条例の一部改正）

第3条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変</p>

更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

（監督処分）

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第4項の条件に違反したとき。

更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

（監督処分）

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3)~(5) 略 2 略	(3)~(5) 略 2 略
------------------	------------------

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>利用許可</u>を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実</p>

<p>習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>
---	---

（鳥取県港湾管理条例の一部改正）

第6条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p><u>(1) 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 港湾施設をき損し、<u>又は汚損するおそれがあるものであるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3～5 略</p>

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び<u>空港法(昭和31年法律第80号)第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設(以下「土地等」という。)を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p><u>2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(空港内営業の許可)</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その営業が前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び<u>航空法(昭和27年法律第231号)第54条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設(以下「土地等」という。)を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(空港内営業の許可)</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用(展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>

<p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条第1項又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)~(5) 略</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)~(5) 略</p>
---	--

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 知事は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、工業用水の供給をしないことができる。</u></p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑^{ほうみつ}を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力が鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(職員)

第3条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(利用時間)

第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間にあっては、午前9時から午後7時まで)とする。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第5条 史跡公園の利用を休止する日(以下「利用休止日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ。)である場合は、その直後の休日でない日)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第6条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力

団の利益になると認められるとき。

(使用料の徴収)

第7条 利用許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるものために使用させるとき。

(3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。

(4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除

(2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額2分の1

(既納の使用料)

第9条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第10条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。

(3) 教育委員会の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 土地の形質を変更すること。

(6) 教育委員会の許可を受けないで物品を販売すること。

(7) 公開されていない区域に進入すること。

(8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定による指定を受けた者をいう。)が行う行為

(2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為

(3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(措置命令)

第11条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に

対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第12条 第7条及び第8条(第1項第2号及び第5号を除く。)に規定する知事の権限は、所長に委任する。

2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

1 体験学習室1 使用1時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあつては、500円)

2 体験学習室2 使用1時間につき260円(暖房又は冷房を使用したときにあつては、325円)

3 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、		7 鳥取県ジゲおこし推進基金	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、	

			一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て				一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て		
略				略					
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するもの(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	この条例又は附則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例(平成5年鳥取県条例第5号)の規定により運用益金として積み立てられて現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略				略					
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	県内の離職者等(離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下こ	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 離職者等の次	20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	の項において同じ。)を、次の雇用に至るまでの間、就業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の安定を図ること。			の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。		・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。			
21 鳥取県	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	21 鳥取県	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
22 略					22 鳥取県	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
23 略					23 略				

<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p>
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県</p>

費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に定める事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) 略

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年

費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 略

(4) 略

(5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年

を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2)及び(3) 略
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 略
- (2) 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2)及び(3) 略
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 略
- (3) 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しよう

	<u>とする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u>
--	---

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務を<u>しないことを承認しなければならない</u>。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項において同じ。)を<u>しないことを承認しなければならない</u></u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務を<u>させてはならない</u>。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について</u></p>

<p>い。</p> <p>4 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならぬ。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならぬ。</p>	<p>24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p>
---	--

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）に</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）に</p>

において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項において同じ。)をしないことを承認しなければならない。

4 市町村教育委員会は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければなら

において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)をさせてはならない。

3 市町村教育委員会は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

い。	
----	--

附 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）の施行の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）の施行の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター</u>（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>ソ <u>財団法人鳥取県体育協会（昭和48年12月22日に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり政策総合研究センター</u>（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号サの改正規定は、公布の日から施行する。